



鳥取県公報

令和6年4月5日(金)
第9585号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(196)(孤独・孤立対策課) 2
	指定自立支援医療機関の指定(197)(障がい福祉課) 2
	手数料の徴収事務の委託(198)(住宅政策課) 2
	県統計調査の実施(199)(経営支援課) 3
	土地改良区連合の定款の変更の認可(200)(農地・水保全課) 3
	家畜検査手数料等の徴収事務の委託(201)(家畜防疫課) 4
	鳥取県資源管理方針の変更(202)(漁業調整課) 4
	令和6管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)等の知事管理漁獲可能量 (203)(〃) 6
	令和6管理年度におけるするめいかの知事管理漁獲可能量(204)(〃) 6
	土砂災害警戒区域の指定(2件)(205・206)(治山砂防課) 6
	土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(207・208)(〃) 7
	土地改良区の役員の就退任(209)(中部総合事務所農林局) 8
	土地改良区の役員の退任(210)(〃) 10
	土地改良区連合の役員の就任(211)(西部総合事務所農林局) 10
	森林病虫害の駆除命令(212)(〃) 10
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出(まちづくり課) 11

告 示

鳥取県告示第196号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 岩美町社会福祉協議会	岩美郡岩美町大字浦富645	社会福祉法人岩美町社会福祉協議会たんぼぼの家	岩美郡岩美町大字外邑913	認知症対応型通所介護	令和6年3月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 岩美町社会福祉協議会	岩美郡岩美町大字浦富645	社会福祉法人岩美町社会福祉協議会たんぼぼの家	岩美郡岩美町大字外邑913	介護予防認知症対応型通所介護	令和6年3月31日

鳥取県告示第197号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
米子医療生活協同組合	米子市博労町三丁目80-1	ＣＯＯＰ訪問看護ステーションなないろ	米子市博労町三丁目80-1	育成医療、更生医療	令和6年4月1日

鳥取県告示第198号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付申請に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和6年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会	鳥取市川端二丁目125	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
公益社団法人全日本不	鳥取市富安一丁目113	〃	〃	〃

動産協会鳥取県本部

エスエスビル3階

鳥取県告示第199号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

就農相談者数・新規就農者数調査

2 調査の目的

市町村、農協等の関係機関を対象に就農相談者数・新規就農者数の調査を実施し、就農状況の実態を把握するとともに、就農前後の指導援助及び今後の施策の検討資料とすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 鳥取県全域

(2) 属性的範囲 市町村、市町村農業委員会、農業協同組合、農業法人等

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア 就農相談者数調査

県内外の相談者数及び希望部門

イ 新規就農者数調査

氏名、市町村名（就農地）、就農時年齢区分、性別、就農年月、出身（農家、非農家）、就農形態（経営継承、新規参入、雇用就農、親元就農、退職就農）、個人・法人の別、主たる経営部門、品目、就農前の状況、農業関係の学歴、就農認定の有無、経営開始資金交付の有無、移住区分及び就農前居住地

(2) 基準となる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間について、第1期（4月から7月まで）、第2期（8月から11月まで）及び第3期（12月から3月まで）に区分し、各回においてそれぞれが対象とする4か月間

5 報告を求める者

市町村、市町村農業委員会及び農業協同組合

6 報告を求めるために用いる方法

鳥取県から報告者に調査票の電子データを電子メールにより送信し、報告者は調査票に入力の上、電子メールにより鳥取県に送信する。

7 報告を求める期間

(1) 第1期 令和6年8月下旬

(2) 第2期 令和6年12月下旬

(3) 第3期 令和7年5月下旬

8 調査票情報の保存期間

令和12年3月31日まで

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、大山山麓地区土地改良区連合の定款の変更を令和6年3月26日認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項

の規定により告示する。

令和6年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第201号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家畜保健衛生所の業務に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

大山乳業農業協同組合、鳥取いなば農業協同組合

2 委託した手数料

次に掲げる家畜保健衛生所の業務に係る手数料のうち、1に掲げる農業協同組合の組合員から徴収するもの

- (1) 令和6年鳥取県告示第132号（ヨーネ病検査等の実施について）で命じた検査のうち、ヨーネ病及び牛ウイルス性下痢の検査に係る手数料
- (2) 大山乳業農業協同組合にあっては、鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例（昭和47年鳥取県条例第9号）第3条各号に掲げる業務に係る手数料

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

鳥取県告示第202号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、鳥取県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和6年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 変更の内容

変 更 後	変 更 前
第1～第8 略 （別紙1－1） 第1 略 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 鳥取県くろまぐろ漁業 （1）当該知事管理区分を構成する事項 ア 略 イ 対象とする漁業 沿岸くろまぐろ漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する <u>日本海・九州西広域漁業調整委員会指示71号1(2)</u> に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、定置漁業（鳥取県に住	第1～第8 略 （別紙1－1） 第1 略 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 鳥取県くろまぐろ漁業 （1）当該知事管理区分を構成する事項 ア 略 イ 対象とする漁業 沿岸くろまぐろ漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する <u>日本海・九州西広域漁業調整委員会指示55号1(2)</u> に掲げる漁業をいう。）、定置漁業（鳥取県に住

所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が定置漁業権に基づき定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業のことをいう。以下同じ。)及び小型定置網漁業(鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号)第5条第1項第15号に掲げる漁業に係る知事の許可を受け定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 略

(2) 略

2 略

第3～第5 略

(別紙1-2)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 略

イ 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業

ウ 略

(2) 略

2 鳥取県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 略

イ 対象とする漁業

その他のくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。)

ウ 略

(2) 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された全量から留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除いた数量とする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を

る事務所その他の事業所の所在地がある者が定置漁業権に基づき定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業のことをいう。以下同じ。)及び小型定置網漁業(鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号)第5条第1項第15号に掲げる漁業に係る知事の許可を受け定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 略

(2) 略

2 略

第3～第5 略

(別紙1-2)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 略

イ 対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業

ウ 略

(2) 略

2 鳥取県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 略

イ 対象とする漁業

その他のくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。)

ウ 略

(2) 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、下表のとおりとする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。前管理年度からの繰越し又は都道府県間の融通に

配分する。

前管理年度からの繰越し又は都道府県間の融通により配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を鳥取県くろまぐろ漁業に配分する。前管理年度で知事管理区分に配分された漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度における超過量を消化率や採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分から差し引くこととする。

第4・第5 略

(別紙1-3～別紙2-22) 略

より配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を鳥取県定置網漁業に配分する。前管理年度で知事管理区分に配分された漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度における超過量を消化率や採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分から差し引くこととする。

区分	漁獲可能量の配分
鳥取県定置網漁業	本県に配分された全量 (県留保枠及び鳥取県 その他漁業への配分を 除く。)とする。

第4・第5 略

(別紙1-3～別紙2-22) 略

2 変更年月日

令和6年4月1日

鳥取県告示第203号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）のくろまぐろ（小型魚）及びびくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和6年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	4.4 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.4 トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	5.4 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.6 トン

鳥取県告示第204号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）のするめいかの知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和6年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県するめいか漁業	現行水準

鳥取県告示第205号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
北園G地区（I-1599）、妙徳寺E地区（I-1601）、長谷F地区（I-1602）、下円通寺B地区（I-1603）、下砂見第5地区（I-1604）、高住G地区（II-3695）、小西谷B地区（II-3696）、高路E地区（II-3699）、中村E地区（II-3701）、横枕C地区（II-3702）、下砂見第6地区（II-3703）、松上C地区（III-4329）、松上D地区（III-4330）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
岩美町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
荒金E地区（I-1600）、小田B地区（II-3697）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
妙徳寺E地区（I-1601）、長谷F地区（I-1602）、下円通寺B地区（I-1603）、下砂見第5地区（I-1604）、高住G地区（II-3695）、小西谷B地区（II-3696）、高路E地区（II-3699）、中村E地区（II-3701）、横枕C地区（II-3702）、下砂見第6地区（II-3703）、松上C地区（III-4329）、松上D地区

(Ⅲ-4330)

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

岩美町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

荒金E地区（Ⅰ-1600）、小田B地区（Ⅱ-3697）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年4月5日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理事	松本正志	東伯郡琴浦町大字八橋932-5
〃	福井孝幸	東伯郡琴浦町大字杉下205
〃	奥山輝巳	東伯郡琴浦町大字法万198
〃	桑本始	東伯郡琴浦町大字保70-1
〃	中嶋啓一	東伯郡琴浦町大字上伊勢111
〃	濱田道信	東伯郡琴浦町大字大杉476
〃	森本弘幸	東伯郡琴浦町大字三保157
〃	金坂憲一	東伯郡琴浦町大字法万16
〃	中谷義博	東伯郡琴浦町大字逢東562
〃	門脇正人	東伯郡琴浦町大字鋤227
〃	佐伯博	東伯郡琴浦町大字八橋2627

〃	盛 山 孝	東伯郡琴浦町大字槻下769
〃	杉 川 浩	東伯郡北栄町大谷1476-4
〃	米 村 勝利	東伯郡琴浦町大字中尾513
〃	佐 伯 一 男	東伯郡琴浦町大字美好95
〃	山 本 晴 男	東伯郡琴浦町大字矢下940-2
〃	松 本 博 好	東伯郡琴浦町大字倉坂450
〃	紙 本 克 美	東伯郡琴浦町大字浦安165-1
〃	松 田 雅 彦	東伯郡琴浦町大字光好487-2
〃	徳 丸 均	東伯郡琴浦町大字別宮504
〃	谷 田 郁 子	東伯郡琴浦町大字下伊勢559
監 事	中 原 勇	東伯郡琴浦町大字逢東575
〃	三 浦 勝 美	東伯郡琴浦町大字光好566
〃	進 修	東伯郡琴浦町大字八橋3456-41
〃	有 福 正 壽	東伯郡琴浦町大字宮場47
〃	馬 野 忠 篤	東伯郡琴浦町大字三本杉627

令和6年3月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	松 本 正 志	東伯郡琴浦町大字八橋932-5
〃	奥 山 輝 巳	東伯郡琴浦町大字法万198
〃	森 本 弘 幸	東伯郡琴浦町大字三保157
〃	桑 本 始	東伯郡琴浦町大字保70-1
〃	門 脇 正 人	東伯郡琴浦町大字鋤227
〃	盛 山 孝	東伯郡琴浦町大字槻下769
〃	米 村 勝利	東伯郡琴浦町大字中尾513
〃	松 田 雅 彦	東伯郡琴浦町大字光好487-2
〃	徳 丸 均	東伯郡琴浦町大字別宮504
〃	西 本 清 一	東伯郡琴浦町大字浦安404-2
〃	加登脇 清 二	東伯郡琴浦町大字下伊勢405-1
〃	横 山 英 明	東伯郡琴浦町大字山田204-2
〃	岩 本 智 弘	東伯郡琴浦町大字八橋1229-2
〃	野 田 年 仁	東伯郡琴浦町大字森藤228
〃	大 坂 寿 一	東伯郡琴浦町大字逢東665
〃	永 代 達 憲	東伯郡琴浦町大字古長308
〃	山 根 壽 一	東伯郡琴浦町大字倉坂505
〃	仲 田 俊 太郎	東伯郡琴浦町大字杉地334
〃	大 崎 好 幸	東伯郡琴浦町大字下大江65
〃	語 堂 英 樹	東伯郡琴浦町大字上伊勢102-3
〃	杉 川 将 登	東伯郡北栄町大谷1377
監 事	中 原 勇	東伯郡琴浦町大字逢東575
〃	進 修	東伯郡琴浦町大字八橋3456-41
〃	福 井 孝 幸	東伯郡琴浦町大字杉下205
〃	小 浜 雅 司	東伯郡琴浦町大字公文186
〃	馬 野 忠 篤	東伯郡琴浦町大字三本杉627

令和6年3月19日就任 任期4年

鳥取県告示第210号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年4月5日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所
理 事 廣 田 伸 一 倉吉市国府989-42
令和6年3月15日退任

鳥取県告示第211号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大山麓地区土地改良区連合から役員が就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和6年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

就任した役員の氏名及び住所
監 事 足 立 忠 久 西伯郡大山町松河原288
令和6年3月21日就任 任期 令和9年4月11日まで

鳥取県告示第212号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

1 区域及び期間**(1) 区域**

西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和6年5月20日から同年7月12日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び鳥取県西部総合事務所農林局並びに日吉津村役場及び大山町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和6年4月5日から同年6月5日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和6年6月5日までに知事に意見書を提出することができる。

令和6年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 2 大規模店舗の名称
ドラッグコスモス岩美店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地
岩美郡岩美町大字浦富字東出逢3297ほか
- 4 大規模店舗の用途
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
1,701平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
令和6年6月23日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）